

## 令和2年6月期末・勤勉手当の支給について

三重県職員（教員、警察官等を含む。）に支給する令和2年6月期末・勤勉手当（夏のボーナス）については、下記のとおりです。

### 記

- 1 支給日 令和2年6月30日（火）
- 2 支給月数 一般職 2. 25月（去年同期 2. 1825月）  
 特別職 1. 7月（去年同期 1. 675月）

### 3 支給内訳

職	令和2年6月			令和元年6月
	職員数 (人)	支給額(円)	1人あたり 支給額(円)	1人あたり 支給額(円)
一般職（管理職を含む） （平均年齢42.8歳）	23,137	19,745,084,544	853,399	834,933
特別職	知事	1	0	3,108,800
	副知事	2	4,979,300	2,489,650
	小計	3	4,979,300	-
県議会議員	議長	1	2,514,300	2,477,325
	副議長	1	2,218,500	655,762
	議員	49	100,251,550	2,015,862
	小計	51	104,984,350	604,758
計	23,191	19,855,048,194	-	-

#### 【知事】

令和2年6月については、新型コロナウイルス感染症による現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、期末手当全額（3,155,200円）を支給しません。

#### 【県議会議員】

令和2年6月については、議長、副議長及び議員は在職期間率を100/100として期末手当を支給します。

※令和元年6月については、議長は在職期間率を100/100、副議長は在職期間率を30/100（655,762円）として期末手当を支給しました。また、議員49名のうち、平成31年4月の選挙により引き続き議員となった39名は在職期間率を100/100（2,015,862円）、新たに議員となった10名は在職期間率を30/100（604,758円）として、期末手当を支給しました。

#### 4 支給内容

##### ①一般職

○職員1人あたりの平均支給額は、853,399円（平均年齢42.8歳）です。  
（昨年：834,933円（平均年齢42.9歳））

○令和元年6月の平均支給額と比べて、18,466円（2.2%）の増となっています。  
その主な理由は次のとおりです。

- ・県の厳しい財政状況を考慮し、平成29年4月から令和2年3月まで実施していた勤勉手当の削減措置（6月、12月にそれぞれ0.0425月の減）が終了しました。これに伴い、令和元年6月に比べ令和2年6月の支給月数が0.0425月増加したこと。
- ・令和元年の人事委員会勧告に基づく給与改定により引き上げた令和元年12月の勤勉手当0.05月分について、令和2年度は6月と12月に0.025月ずつ配分しました。これに伴い、令和元年6月に比べ令和2年6月の支給月数が0.025月増加したこと。

	6月	12月	合計
令和元年 期末手当	1.3月	1.3月	2.6月
勤勉手当	0.8825月	0.9325月	1.815月
合計	2.1825月	2.2325月	4.415月
令和2年 期末手当	1.3月	1.3月	2.6月
勤勉手当	0.95月	0.95月	1.9月
合計	2.25月	2.25月	4.5月

##### ②副知事

○国の特別職の期末手当の改定に準じて引き上げた令和元年12月の期末手当0.05月分について、令和2年度は6月と12月に0.025月ずつ配分しました。これに伴い、令和元年6月に比べ令和2年6月の支給月数が0.025月増となっています。

期末手当の支給月数（特別職）

	6月	12月	合計
令和元年 期末手当	1.675月	1.725月	3.4月
令和2年 期末手当	1.7月	1.7月	3.4月

##### ③県議会議員

○令和元年12月の期末手当を0.05月引き上げた分について、令和2年度は6月と12月に0.025月ずつ配分しました。これに伴い、令和元年6月に比べ令和2年6月の支給月数が0.025月増となっています。

期末手当の支給月数（県議会議員）

	6月	12月	合計
令和元年 期末手当	1.675月	1.725月	3.4月
令和2年 期末手当	1.7月	1.7月	3.4月

（参考）平成29年度以降の各期別支給月数（一般職）

年度	6月			12月			合計		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
H29	1.225	0.8075 (0.85)	2.0325 (2.075)	1.375	0.9075 (0.95)	2.2825 (2.325)	2.6	1.715 (1.8)	4.315 (4.4)
H30	1.225	0.8575 (0.9)	2.0825 (2.125)	1.375	0.9075 (0.95)	2.2825 (2.325)	2.6	1.765 (1.85)	4.365 (4.45)
R1	1.3	0.8825 (0.925)	2.1825 (2.225)	1.3	0.9325 (0.975)	2.2325 (2.275)	2.6	1.815 (1.9)	4.415 (4.5)
R2	1.3	0.95	2.25	1.3	0.95	2.25	2.6	1.9	4.5

( )は給与減額措置前の支給月数